

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 規 則

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

（人事課）

一

### 告 示

○行政書士法に基づく公開による聴聞

（市町村課）

一

○形質変更時要届出区域の指定

（環境対策課）

一

○生活保護法による指定介護機関の指定

（社会福祉課）

四

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出

（同）

五

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出

（同）

五

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定

（障害福祉課）

六

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

（農村整備課）

六

○保安林の指定の予定（二件）

（森林整備課）

六

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（警察本部会計課）

七

### 教育委員会

○教育委員会定例会の開催

九

### 選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等

九

## 規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月五日

○宮城県規則第八十八号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（令和四年宮城県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

「池田敬之」を「小林徳光」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第四百六十一号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。）第十四条第二号又は第三号の規定による処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項並びに法第十四条の第三項及び第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

令和六年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 被聴聞者

岩佐 芳正

仙台市太白区長町南三丁目二十一番七号

二 登録年月日及び登録番号

平成十六年十月十五日 第〇四〇六一八二三号

三 聴聞の期日

令和六年七月十一日 午前十時

四 聴聞の場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎五階 総務部会議室

五 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

総務部市町村課行政班

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

○宮城県告示第四百六十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区

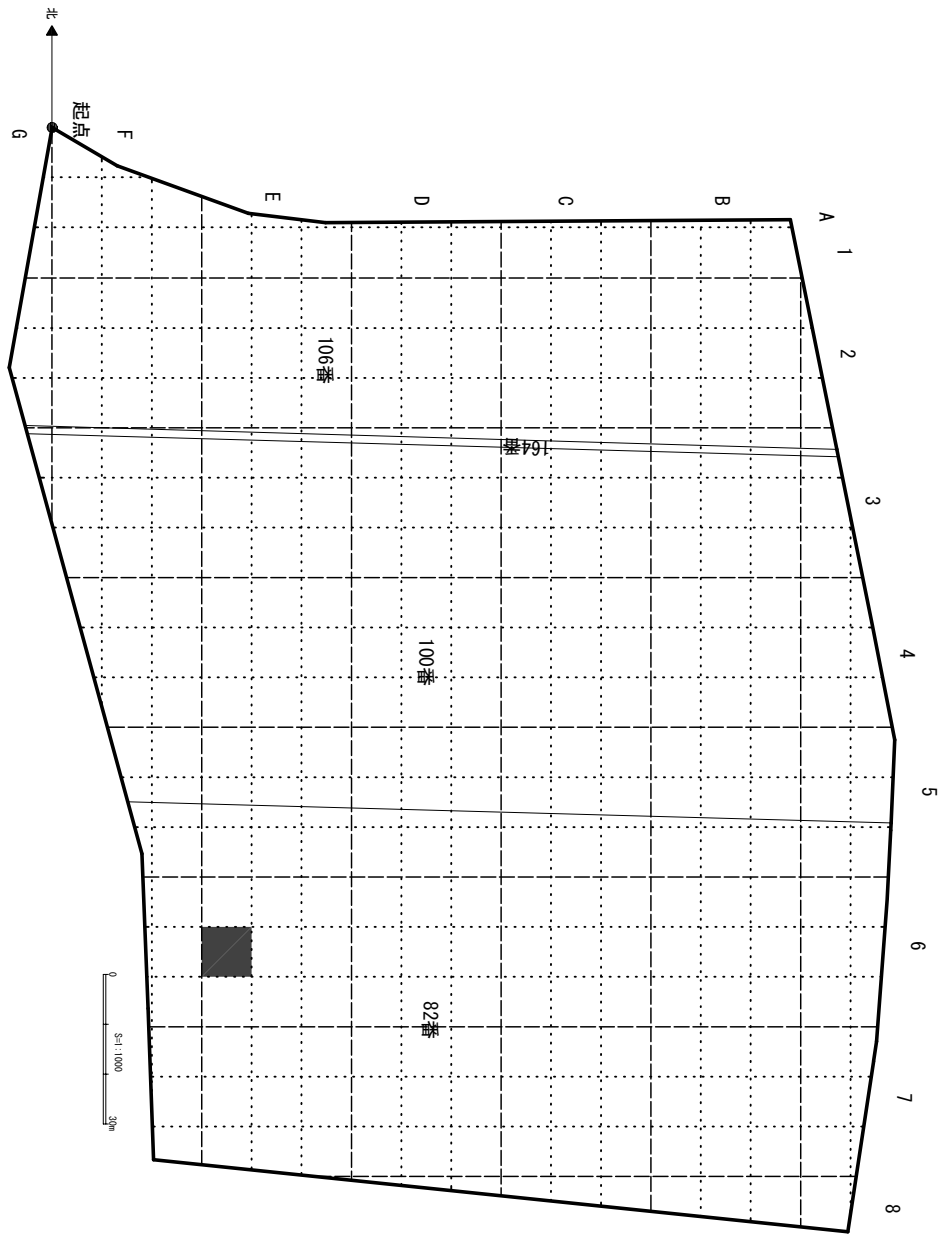
域として、次のとおり指定する。

令和六年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

石巻市蛇田字新上沼八十二番の一部とし、次の図のとおりとする。



凡 例

- : 起点
- : 単位区画
- : 30m格子
- : 敷地境界
- : 筆境界
- : 形質変更時要届出区域

<起点>

起点は石巻市蛇田字新上沼106番地の最北端とする。

<格子の回転角度> 0°

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

○宮城県告示第四百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和六年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地域密着型通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
大崎市社会福祉協議会松山デイサービスセンター	大崎市松山千石字広田二一番地	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	大崎市古川三日町二丁目五番一号	令和六年四月一日

二 通所型サービス

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
大崎市社会福祉協議会松山デイサービスセンター	大崎市松山千石字広田二一番地	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	大崎市古川三日町二丁目五番一号	令和六年四月一日

三 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ひかり薬局岩沼	岩沼市桜二丁目二一四	株式会社オオノ	仙台市青葉区上杉二丁目三一九	令和六年五月一日

四 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ひかり薬局岩沼	岩沼市桜二丁目二一四	株式会社オオノ	仙台市青葉区上杉二丁目三一九	令和六年五月一日

五 訪問看護

六 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション共生	大崎市古川旭五丁目三ー三 STビルB棟二階中央	株式会社みちのく建設	黒川郡大和町宮床字下小路二四	令和六年五月十五日

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション共生	大崎市古川旭五丁目三ー三 STビルB棟二階中央	株式会社みちのく建設	黒川郡大和町宮床字下小路二四	令和六年五月十五日

○宮城県告示第四百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

令和六年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
医療法人仁泉会デイサービスセンターしんまち	巨理郡巨理町字新町四一ー九	医療法人仁泉会	巨理郡巨理町字新町四〇	令和六年三月一日
新	巨理郡巨理町字新町四〇			
旧	石巻市吉野町一丁目五一ー一六	ばんぶきん株式会社	石巻市緑町二丁目一ー一	令和五年四月一日
新	石巻市緑町二丁目一ー一			
旧	石巻市湊地域包括支援センター			

○宮城県告示第四百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

令和六年七月五日

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
医療法人仁泉会デイサービスセンターしんまち	巨理郡巨理町字新町四一ー九	医療法人仁泉会	巨理郡巨理町字新町四〇	令和六年三月一日
新	巨理郡巨理町字新町四〇			
旧	石巻市吉野町一丁目五一ー一六	ばんぶきん株式会社	石巻市緑町二丁目一ー一	令和五年四月一日
新	石巻市緑町二丁目一ー一			
旧	石巻市湊地域包括支援センター			

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
宮城調剤薬局中新田店	加美郡加美町百目木一番二四〇一	株式会社宮城調剤薬局	介護予防居宅療養管理指導、居宅療養管理指導	令和六年三月三十一日
大崎市医師会訪問看護ステーション	大崎市古川穂波六〇一三〇一三五	一般社団法人大崎市医師会	訪問看護、居宅介護支援、介護予防訪問看護	令和六年三月三十一日
大崎市社会福祉協議会松山デイサービスセンター	大崎市松山千石字広田一一番地	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	通所介護、通所型サービス	令和六年三月三十一日
J A新みやぎ あさひなケアサービスセンター	黒川郡大和町吉岡南三丁目六〇二	新みやぎ農業協同組合	訪問介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防支援、通所型サービス	令和六年三月三十一日
利府町青葉台デイサービスセンター	宮城県利府町青葉台一丁目三二番地	社会福祉法人千賀の浦福祉会	通所介護	令和六年三月三十一日

○宮城県告示第四百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和六年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一三〇〇六三五	BALLOON 建築事業所 栗原市築館照越八ツ沢三十八番地十六	就労継続支援A型、就労継続支援B型	ANPO法人BALLOON	令和六年七月一日

○宮城県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業上沼地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地

計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和六年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和六年七月八日から令和六年八月六日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所  
栗原市栗駒文字加賀堂五一の一三、五一の四〇から五一の四二まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的  
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種の次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

柴田郡川崎町大字前川字六方山二三の一・二三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県警察WAN用端末装置賃貸借（R6W12）一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 令和七年二月一日から令和十二年一月三十一日まで
  - 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格取得者であること。

- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいず



れにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和六年七月十七日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二一二二一七七一、内線二三三二）

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和六年七月三十日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和六年八月十九日（月）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1宛て必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和六年八月二十日（火）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。



